

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-1	交通
3	SDGsの位置付け	 	
4	施策の必要性	<p>公共交通サービスの低下や高齢化の進展等の課題がある中、ICT技術が向上する等、社会情勢の変化に伴い、実情にあった交通施策が求められています。また、主要な幹線道路が混雑しており、渋滞対策が求められています。市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、混在している状況となっていることから、歩行空間や自転車利用環境の整備が求められています。</p>	
5	施策の方向性	<p>総合交通戦略に基づき、交通インフラの整備や歩行者・自転車通行空間の安全性向上等、総合的な交通施策を進めます。また、市内幹線道路網の構築を図り、市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、交差点の改良を検討し、渋滞対策を進めます。さらに、駅を中心としたエリアごとの駐車場需要に対応するため、施設の再編を進めます。</p>	
6	施策内の取組	5-1-1	公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築
		5-1-2	多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築
		5-1-3	社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築
		5-1-4	駐車場・駐輪場の適正化
7	分野別計画等	総合交通戦略	
		自転車利用環境整備計画	
		バリアフリー基本構想	
8	主な関連法律	道路法、道路交通法、地域公共交通活性化法、道路運送法、バリアフリー法、自転車活用推進法、駐車場法、自転車法	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-1-1
2	取組名	公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築
3	現状と課題	運転士不足に起因する路線バスの減便等が懸念されており、公共交通のサービス水準を維持していく必要があります。また、歩行者、自転車と共存しながらも安全に移動できるよう、道路環境の形成並びに交通ルールやマナーに対する啓発活動の強化が求められています。
4	めざすべき姿	市民は公共交通の特性を理解し、積極的に利用することで守る意識が醸成され、市内の公共交通網が維持されています。また、安全な道路環境の形成や市民の交通意識の高まりにより、事故の発生件数は減少し、安全かつ快適な通行が実現しています。
5	取組むこと	公共交通の積極的な活用を促すため、公共交通事業者と連携し、市民向けの出前講座を開催する等、利便性向上に向けた仕組みについて、検討・調整を進めます。また、歩行者、自転車が安全に移動できる道路環境を形成するとともに、通行ルールやマナーに対する啓発活動を行います。
1	取組番号	5-1-2
2	取組名	多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築
3	現状と課題	主要な幹線道路が混雑しています。周辺都市への通勤通学や市内の日常生活、休日における市外からの来訪も含めた多様な都市活動を支援するため、公共交通の利用環境改善や自動車交通の円滑化を図り、地域の活性化につながるような交通環境を構築する必要があります。
4	めざすべき姿	市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進、主要交差点の渋滞緩和対策により市内交通が円滑になるよう道路整備が進んでいます。また、公共交通は待合環境、運行情報や乗り場案内の充実により快適に利用できています。
5	取組むこと	市内幹線道路の整備や渋滞対策等を計画的に進めるとともに、交通結節点 ^{※1} の機能強化や公共交通のわかりやすい情報案内、待合環境の改善に取り組みます。

1	取組番号	5-1-3
2	取組名	社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築
3	現状と課題	山間部は居住人口が少なく、路線バスの輸送特性が発揮しにくいいため、バス運行の維持が困難になっています。公共交通利用が著しく不便になる地域において、交通ICT技術の活用を含め、地域と一緒に必要な交通手段を検討する等、社会変化に対応した持続可能な交通環境を構築する必要があります。
4	めざすべき姿	移動に不便を感じる地域において、公共交通や福祉交通等により持続可能な交通環境が構築されています。また、公共交通事業者の労働環境が改善され、安定的な人材確保により公共交通が維持されています。
5	取組むこと	地域も積極的に参加する持続可能な交通手段の導入検討を進めます。公共交通を担う人材の確保など交通事業者の運営環境改善に向けた取組を推進します。
1	取組番号	5-1-4
2	取組名	駐車場・駐輪場の適正化
3	現状と課題	駅周辺における駐車場、駐輪場については一定充足していますが、民営の駐車場、駐輪場と連携した施設配置や役割分担が明確になっていません。また、一部の市営駐車場、駐輪場については、老朽化への対応が求められています。
4	めざすべき姿	駐車需要施設の設置者をはじめとした民間事業者との連携により、交通の状況や地域の特性に応じた駐車場、駐輪場が適正に配置、運営されています。
5	取組むこと	駅周辺のあり方を踏まえ、民間事業者との役割分担を踏まえた施設の再編や、各施設の受け入れ車種等の運営面について適正化を図るほか、計画的な老朽化対策を実施します。

※1 交通結節点

バスや電車、タクシー、自動車、自転車等さまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点を言います。

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-2	産業・観光・労働
3	SDGsの位置付け		
4	施策の必要性	<p>新鮮で安全・安心な農作物や里山の保全が求められる一方で、農林業従事者の高齢化や後継者不足の進行により、適切な農地や森林の維持・管理が困難になる事態が予測され、地域農林業の維持・発展のため、新たな担い手の確保・育成する取組が必要です。</p> <p>また、精力的な事業活動はまちのにぎわい、生活利便性の向上、地域経済の活性化、雇用・就労につながることから、産業の新陳代謝を高め、事業者の活力を増進させる取組が必要です。</p> <p>観光については、地域の活性化やまちへの愛着醸成に向けて、市内外からの来訪及び交流活動を促進する取組が必要です。</p>	
5	施策の方向性	<p>都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や森林整備を促進するとともに、企業等も含めた新たな担い手の確保・育成や地域ぐるみでの営農や里山保全の維持・発展を図ります。</p> <p>また、産業振興においては、人材確保や生産性の向上など事業活動の基盤強化をサポートするとともに、創業や新事業展開など成長をめざす事業者を積極的に支援します。さらに、企業の魅力につながる働きやすい職場環境整備の推進や人材育成を支援することにより、求職者の安定就労、企業の人材確保を図ります。</p> <p>観光では、茨木市の豊富な地域資源を最大限に活用し、関係団体等と連携して効果的な情報発信を行うことで、市内での回遊、消費を促進します。</p>	
6	施策内の取組	5-2-1	農林業の振興
		5-2-2	事業活動の支援
		5-2-3	事業者の創出や成長促進
		5-2-4	観光の振興
		5-2-5	雇用・就労の支援
7	分野別計画等	産業振興アクションプラン	
		農業振興地域整備計画	
		農業経営基盤強化促進基本構想	
		鳥獣被害防止計画	
		森林整備計画	
8	主な関連法律	<p>農業基本法、基盤法、農振法、都市農業振興基本法、活性化法、多面法、みどりの食料システム法、六次産業化法、特定農地貸付法、市民農園整備促進法、森林法、森林経営管理法、土地改良法、中小企業基本法、中小企業信用保険法、大店立地法、労基法</p>	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-2-1
2	取組名	農林業の振興
3	現状と課題	農林業従事者のほとんどが兼業で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。農林業について多くの市民に関心をもってもらうため、有効な手段の一つとして、農林業を体験できる機会の創出を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	農業生産施設や農村生活環境が整備され、多様な担い手により、農業が営まれています。市内各所で農業に関連したイベントが開催され、市民と農業者の交流が深まるとともに、安全・安心な地場産農作物が市民に供給されています。また、森林ボランティア等により、計画的かつ適切な森林整備が進んでいます。
5	取組むこと	就農者育成施設「あぐりば」 ^{※1} で新規就農者を育成するとともに、「地域農家制度 ^{※2} 」を活用した多様な担い手の確保に努めます。また、生産基盤や生活環境基盤を整備し、特産品等の栽培や6次産業化の取組、災害リスクの低減にもつながる森林整備を支援します。市民と農業者が交流できる機会の創出を図ります。
1	取組番号	5-2-2
2	取組名	事業活動の支援
3	現状と課題	グローバル化や人材不足、情報化の進展など、社会経済情勢の変化を受けて事業者の経営環境は厳しく、ICTの活用や人材確保、生産性の向上などが課題となっています。市内事業者の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。
4	めざすべき姿	市内事業者の操業継続、成長志向のある事業者の取組により、地域経済が発展しています。
5	取組むこと	企業訪問や経営相談等により市と事業者の関係性を深めるとともに、事業者の認知向上による販売促進や人材確保、生産性向上に向けた取組の促進など、事業者の操業継続を支援します。

1	取組番号	5-2-3
2	取組名	事業者の創出や成長促進
3	現状と課題	民間の支援機関とも連携して創業支援には重点的に取り組んでいますが、事業者同士の交流や販路開拓など創業後の事業継続・発展につながる支援も求められています。また、大学の立地など、本市の強みを産業振興にいかす取組が重要です。
4	めざすべき姿	創業希望者の支援や産学連携・事業者連携の推進により、多様なビジネスへのチャレンジや創業者の増加、付加価値の創出など、地域産業の新陳代謝が促進されています。
5	取組むこと	商工会議所、金融機関、大学など、地域の主体と連携し、創業や新事業展開へのチャレンジを支援します。
1	取組番号	5-2-4
2	取組名	観光の振興
3	現状と課題	豊かな自然や歴史・文化資源、四季折々のイベントなど、本市の地域資源をいかした取組を進めていますが、新たな観光資源の創出を契機に、さらに本市への来訪や市内での回遊・活動を促進することが必要です。
4	めざすべき姿	多様な主体と連携しながら、本市の魅力の磨きあげ・認知向上を図ることで、本市への来訪や回遊・消費の促進、好感・愛着の形成につながり、持続的な地域活性化が図られています。
5	取組むこと	観光協会をはじめ民間団体や事業者・近隣市とも連携しながら、体験や消費につながる魅力的なコンテンツの充実に取り組み、ターゲットに訴求するよう効果的なプロモーションを行います。

1	取組番号	5-2-5
2	取組名	雇用・就労の支援
3	現状と課題	価値観やライフスタイルの多様化により、求職者の希望する働き方に対応した就労支援を継続するとともに、人材不足の影響を受ける中小企業等の人材確保に向けた取組を支援する必要があります。
4	めざすべき姿	中小企業等は市民、市内学生の人材を確保でき、職場では若者、女性、障害者、高齢者等多様な就労者が希望する就労を実現し、活躍しています。
5	取組むこと	企業に対する多様な人材の活用への理解促進や働きやすい職場環境づくりの推進、求職者・就労者に対するスキルアップ支援により、企業の人材確保や就労者の能力とライフスタイルに応じた就労を支援します。また、関係機関と連携し、求人・求職者のニーズを的確に捉えた合同就職面接会の実施等、実効性のある就労支援を行います。

※1 就農者育成施設「あぐりば」

市内で農業経営を開始したい非農家を対象に、農業経営に必要な知識や技術等を年間を通じて学ぶための場として、市北部に整備された市の研修圃場です。卒業生は「地域農家制度」の活用が可能です。

※2 地域農家制度

農地の貸借は基本的に農家資格が必要となりますが、農業技術があり、地域のルールが守れる等の要件を満たした非農家の方を「地域農家候補者」として認定し、認定された方は市内の農地を借りることができる市独自の制度です。

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-3	都市計画
3	SDGsの位置付け		
4	施策の必要性	<p>少子高齢化・人口減少時代の中、本市の特性・魅力である、山半分まち半分の地形等をいかにしながら、北部地域と中心市街地の整備を核に、適切に土地利用誘導を図り、拠点とネットワークによるコンパクトな生活圏の形成、景観と緑の保全・活用により、魅力ある都市づくりを進める必要があります。</p> <p>また、地域住民、民間事業者等による主体的な取組を支援するなど、市民とともにまちづくりを進めていく必要があります。</p>	
5	施策の方向性	<p>北部地域や中心市街地など、地域特性に応じた市街地・拠点整備、都市基盤整備や魅力向上の取組等を進めるとともに、秩序ある土地利用誘導並びに景観と緑・公園の保全・活用により良好な都市環境を形成します。</p> <p>また、多様な主体とビジョン(計画)を共有・連携し、居心地のいい「ひと中心のまちなか」を形成することで、誰もが暮らしやすく、多様な活動ができる魅力的な都市づくりを進めます。</p>	
6	施策内の取組	5-3-1	計画的な土地利用と市街地・拠点整備
		5-3-2	魅力ある中心市街地の整備
		5-3-3	北部地域の魅力向上
		5-3-4	景観形成の推進
		5-3-5	緑のまちづくりの推進
7	分野別計画等	都市計画マスタープラン	
		立地適正化計画	
		中心市街地活性化基本計画	
		景観計画	
		緑の基本計画	
8	主な関連法律	<p>都市計画法、中心市街地活性化法、文化財保護法、博物館法、景観法、屋外広告物法、都市再生特別措置法、流通業務市街地整備法、生産緑地法、土地区画整理法、国土利用計画法、都市公園法、都市緑地法</p>	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-3-1
2	取組名	計画的な土地利用と市街地・拠点整備
3	現状と課題	<p>立地適正化計画の趣旨を踏まえながら、都市計画制度等を適宜適切に運用し、地域特性に応じた計画的で秩序ある土地利用の誘導と市街地・拠点整備や都市基盤整備を進めています。</p> <p>また、駅周辺等の地域拠点や生活拠点においては、生活に必要な都市機能の維持・充実に努めるとともに、地域住民や大学、民間事業者等の多様な主体とともにまちづくりを進めるため、エリアマネジメント^{※1}の取組など、さらなる連携を進める必要があります。</p>
4	めざすべき姿	<p>社会情勢の変化に対応した適切な土地利用誘導と市街地・拠点整備や都市基盤整備により、持続可能で良好な市街地が形成されています。また、各拠点では、都市機能が維持・増進し、地域の暮らしやすさが向上しています。</p> <p>さらに、多様な主体とともにまちづくりを進めることにより、主体的な活動が生まれ、地域の魅力や価値の向上につながり、暮らしやすく過ごしやすい都市空間が創出されています。</p>
5	取組むこと	<p>都市計画制度や開発許可制度等の適切な運用により、秩序ある土地利用を誘導し、計画的な都市整備を進めます。</p> <p>また、各拠点の整備と必要な都市機能の維持・充実に取り組むとともに、地域住民による主体的な活動の支援や民間事業者のノウハウ等の活用により、多様な主体とともにまちづくりを進めます。</p>
1	取組番号	5-3-2
2	取組名	魅力ある中心市街地の整備
3	現状と課題	<p>中心市街地では、おにクルの開館や元茨木川緑地リ・デザイン^{※2}の整備により、多様な人々が活動し、思い思いに過ごしている景色が日常的に見られるようになりましたが、両駅前施設の老朽化等により魅力や機能が低下していることや、両駅間道路の歩道が狭く、道路空間にゆとりがないことが課題となっています。</p> <p>中心市街地の2コア1パーク&モール^{※3}の都市構造を強みと捉え、これらの景色や様々な取組を「点」で終わらせることなく、「線」でつなぎ、エリア全体に「面」へと波及させることにより、中心市街地の魅力を高め、活性化を図る必要があります。</p>
4	めざすべき姿	<p>市民会館跡地エリアや駅周辺など中心市街地の整備が進み、多様な人々が活動し、思い思いに過ごしている景色が中心市街地全体に広がっています。</p> <p>また、起業家への支援などにより魅力的な商店等が生まれるとともに、公共空間の活用による日常的なイベントなどの様々な「ひと・プロセス重視」の共創の取組が継続され、茨木らしい豊かさや幸せを共感できる中心市街地になっています。</p>
5	取組むこと	<p>市民会館跡地エリア、阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺の整備、両駅間道路の歩きやすく歩きたくなる空間デザインなどにより、魅力ある居心地のいい空間の創出を図ります。</p> <p>また、中心市街地活性化基本計画の推進やまちづくり会社^{※4}等が行う活動により、中心市街地の魅力を高めます。</p> <p>さらに、次なる茨木グランドデザイン^{※5}において積み重ねてきたプロセスを次のまちづくりにつなげる「ひと中心の茨木まちなか戦略^{※6}」により、中心市街地の将来像や価値観を共有し、共感を広げ、多様な主体を巻き込みながら様々な事業・活動の創出とコーディネートに取り組めます。</p>

1	取組番号	5-3-3
2	取組名	北部地域の魅力向上
3	現状と課題	北部地域「いばきた」では、農地や里山などの緑豊かな自然が魅力ですが、高齢化や担い手不足、各種制度等の規制により維持・保全が課題となっています。一方、彩都東部地区では新名神高速道路の開通を契機とした産業集積拠点の形成や安威川ダム周辺には、官民連携事業による都市公園「ダムパークいばきた」の整備が進められています。
4	めざすべき姿	「いばきた」では、豊かな歴史文化や農地、里山といった自然資源等が市民等によって守られ、良好な住環境と観光資源を備えた魅力ある地域として整備されるとともに、「いばきた」に関心を持つ多様な人々や市内外からの多くの来訪者との交流が増え、活性化が図られています。
5	取組むこと	豊かな歴史文化や自然資源に加え、ハブ拠点としての役割が期待される「ダムパークいばきた」等「いばきた」の魅力を発信することで、地域に主体的に関わる関係人口(=いばきたのファン)の増加と観光地としての注目を高め、暮らしやすく、過ごしやすい持続可能な「いばきた」として、多様な人々の交流により地域活性化を図ります。また彩都東部地区においても企業間連携や人的交流をもとに多様な共創の場・機会を創出し、地域活性化に貢献する企業の集積を図ります。
1	取組番号	5-3-4
2	取組名	景観形成の推進
3	現状と課題	景観計画や景観条例、屋外広告物条例等により、本市の特性を踏まえた魅力ある景観形成に向けて、市民や事業者との協働による取組を進めており、引き続き、一人ひとりの意識を高め、良好な景観づくりを推進することが必要です。
4	めざすべき姿	魅力ある景観形成は、まちに豊かさやうるおいを与え、人々の生活の質の向上に資するものであり、市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。
5	取組むこと	景観計画や景観条例、屋外広告物条例等に基づき、官民連携による魅力ある景観形成を進めます。また、中心市街地においては、ひとが中心の思い思いの活動や過ごし方が繰り広げられるような活動が景色となる景観の形成に向けて、めざす姿の共有や事業者等とともに多様な活動を図ります。

1	取組番号	5-3-5
2	取組名	緑のまちづくりの推進
3	現状と課題	都市公園や緑地、民間開発に伴う公園等の整備により、都市におけるみどり空間の充実を進めています。今後、「使われ活きる公園」をめざすために、「共創」の視点も取り入れ、利活用の推進、民間活力の導入、地域団体等による管理運営の担い手の育成等を進めていく必要があります。
4	めざすべき姿	都市におけるみどり空間の再整備や充実が進み、多様な主体による「使われ活きる公園」など、市民の憩いの場となる都市空間が形成されています。
5	取組むこと	公園等の整備・再整備にあたっては緑陰を考慮したみどり空間等の確保に努め、地域との連携のもと、公園施設等の更新を進めます。また、公園ごとの特色をいかした利活用、民間活力の導入や、住民による緑化活動を進めます。

※1 エリアマネジメント

一定の地域における良好な環境や地域の価値を維持、向上させるための、住民、事業主、地権者等による主体的な取組です。

※2 元茨木川緑地リ・デザイン

本市中心部を南北約5kmに縦断する元茨木川緑地の老朽化対策として、改修や更新を行う単なるリニューアルではなく、今までの良さも残しつつ、市民の多様で魅力ある活動が生まれ、市民の関わりと活動が広がる場とする取組です。

※3 2コア1パーク&モール

中心市街地の都市構造を東西に位置するJR茨木駅・阪急茨木市駅周辺を「コア」、中心のおにクルを含めた中央公園・元茨木川緑地等を「パーク」、2つのコアを結ぶストリートや商店街を「モール」と捉え、面的な視点での活性化を推進しています。

※4 まちづくり会社

中心市街地の活性化に向けて、茨木商工会議所、市内大学、民間企業、市が出資し設立した会社で、公益性と企業性を併せ持つ特徴を活かし、行政や民間企業だけでは実施困難な事業などに取り組みます。

※5 次なる茨木グランドデザイン

市民・民間・大学・行政等の多様な主体とともに、活動のプロセスの積み重ねにより、中心市街地のまちの将来像を作り上げていく取組です。

※6 ひと中心の茨木まちなか戦略

中心市街地において、幸せや豊かさを共感できる「ひと中心のまちなか」にしていくために、求めていく価値観やコンセプト、実現のために必要な考え方等を示したものです。

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-4	住環境
3	SDGsの位置付け	  	
4	施策の必要性	<p>地域コミュニティの希薄化が懸念される中、若者・子育て世帯から高齢者世帯など誰もが安心して暮らすことができる居住環境の充実が求められています。また、空家の数は増加傾向にあり、高経年化と区分所有者の高齢化が進行する分譲マンションも増加しており、適正な住宅の維持が求められています。さらに、良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応することが求められています。</p>	
5	施策の方向性	<p>今後も増加が懸念される空家については、管理不全の解消や空家化の予防抑制に向けた所有者への働きかけを行います。また、高経年化が進行する分譲マンションについては、管理組合による管理の適正化に向けた支援を行い、身近な住環境の保全をめざします。さらに、市営住宅を適切に維持管理をすることにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、住宅セーフティネットとしての役割を果たします。</p>	
6	施策内の取組	5-4-1	住み続けられる・安心して住める環境づくり
7	分野別計画等	居住マスタープラン	
		空家等対策計画	
8	主な関連法律	住生活基本法、空家特措法、住宅セーフティネット法、マンション管理適正化法、マンション建て替え円滑化法、建築基準法、エコまち法、バリアフリー法、公営住宅法	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-4-1
2	取組名	住み続けられる・安心して住める環境づくり
3	現状と課題	核家族化や高齢化により空家の数は増加し、また、建物の高経年化や区分所有者の高齢化が進行する分譲マンションも増加しており、所有者による適切な住まいの維持管理が行われる必要があります。 単身世帯の増加や持ち家率の低下などにより、高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズがさらに高まることが見込まれます。
4	めざすべき姿	住宅の所有者自らによる適切な維持管理が行われ、また、分譲マンションについては管理組合による修繕積立金の確保や適正な管理運営が行われることで、将来にわたり良質な住宅ストックが維持されています。また、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅については適切な管理運営が行われることで、引き続き多様な居住ニーズやセーフティネット住宅の受皿となっています。
5	取組むこと	世代や世帯などに応じた良好な住まいの構築に向けて、維持管理に関する意識啓発や情報提供などを行います。また、管理不全の空家に対しては、適宜、適正管理の働きかけを行うとともに、地域住民と連携した空家化の予防に向けて取り組みます。 分譲マンションについては、管理適正化に向けた情報提供や管理組合への働きかけを行います。市営住宅については、引き続き住宅セーフティネットの役割を担うべく、計画的な維持管理を行います。さらに、法改正を踏まえた住宅セーフティネットの充実を図るための取組を行います。